

「農業を行う農事組合法人の課税・非課税の判定計算書及び所得金額計算書」記載心得

この計算書は、地方税法第 72 条の 4 第 3 項に該当し、広島県に主たる事務所又は事業所を有する農事組合法人が、確定申告書及び修正申告書に添付してください。

【課税・非課税の判定計算書】

1 総収入金額とは、当該事業年度の所得の算定上、益金の額として処理したもののうち、収入金額の合計額をいいます。

ただし、次に掲げるものは総収入金額に含めず、「総収入に含めない収入金額」欄に合計額を記載してください。

ア 各種引当金及び準備金の益金算入額

イ 公共団体等からの補助金及び助成金のうち固定資産の取得又は改良を目的とするもの

ウ 土地等及び固定資産の譲渡による収入金額

エ 所得税法第 174 条（内国法人に係る所得税の課税標準）第 1 号及び第 2 号の利子等及び配当等の額

オ 国税及び地方税に係る還付金、充当金及び過誤納金の額（還付（充当）加算金額を除く。）

カ 保険事故を起因として受取る保険金差益（農産物の減収補填を目的として支払いを受ける農業共済金を除く。）及び満期返戻金

2 「農業部門の収入金額」欄には、次の収入金額を記載してください。

ア 耕種（米、麦類、雑穀、豆類、野菜、果樹、花卉、工芸農作物、ばれいしょ・かんしょ、飼肥料作物、採種用作物、果樹苗木、桑苗等の栽培をいう。）による収入金額

イ 稲藁などの副産物、作業くずを当該法人で製造・加工することなく譲渡する場合の収入金額

ウ 耕種の事業に直接関連して交付される公共団体等からの補助金及び助成金

エ 農産物の減収補填を目的として支払を受ける農業共済金

3 「農業に付帯する事業」とは、当該法人の所有する農機具の余剰稼働力の利用等と認められるものや、主として当該法人の栽培した農産物を原材料に使用して製造・加工を行っているものなどで、これらの事業に専属の従業員や製造場、作業場等を有せず、社会通念上独立した事業部門と認められない事業で農業に付帯するものをいいます。

4 「農業に付帯する事業」には、次のようなものが含まれます。

ア 穀物の脱穀、調整又は植付け、農耕、刈入れ、草刈り、害虫駆除、雑草除去など農作業の請負に係る収入金額

イ 当該法人の設置する共同選果、選別場又は調整施設、貯蔵施設を組合員以外の者が利用する場合の手数料や利用料等

ウ 稲藁などの副産物、作業くずを当該法人で製造・加工し譲渡する場合の収入金額

エ 主として当該法人の栽培した農産物を原材料に使用して行う物品の製造・加工（当該農産物の出荷に通常必要な最低限の加工を除く。）による収入金額

オ 農業に付帯する事業に対して交付される公共団体等からの補助金及び助成金

カ その他農業に付帯すると認められるものに係る収入金額

なお、「その他農業に付帯すると認められるものに係る収入金額」とは、「農業部門」及び「農業に付帯する事業」に付随する収入金額、並びに「農業部門」及び「農業に付帯する事業」以外の事業で、その事業が主たる事業を遂行するため、又は顧客の便宜に供するための理由によって行われており、社会通念上独立した事業部門と認められない軽微なものに係る収入金額で、次のようなものが含まれます。

ア 直接農業の用に供していない不用品等の譲渡による収入金額

イ 講演会、視察会等の謝礼金又は寄付金

ウ 栽培技術、ノウハウ等の提供による収入金額

- エ 研修生、実習生等の受入れに伴う研修費、宿泊費等の収入金額
- オ 農業に付帯して行われていると認められる林業を利用した林産物の栽培、採取又は畜産物による収入金額
- カ 当該法人又は当該法人の組合員が水利権を設定している農業用水源を利用して行う小規模な水産業による収入金額
- キ 農業に関する調査、研究、情報の収集及び提供等の事務処理の受託による収入金額（受託の内容が農産物の栽培を含む場合は「農業に付帯する事業」の収入金額とします。）
- ク 種苗法の規定による登録品種の使用許諾に基づく使用料
- ケ その他「農業部門」及び「農業に付帯する事業」に付随する収入金額
- コ 主として組合員を対象として行う日用品等の販売又は販売の取次ぎなどによる収入金額
- サ 主として組合員を対象として発行する会報等に係る広告収入

5 「その他の収入金額」欄には、上記以外の事業に係る収入金額を記載してください。

6 課税事業と非課税事業とに共通する収入金額で事業ごとの収入金額の区分が困難なものについては、区分が明瞭なそれぞれの事業ごとの収入金額によってあん分した金額を「農業部門の収入金額」欄、「農業に付帯する事業の収入金額」欄又は「その他の収入金額」欄にそれぞれ記載してください。

【所得金額計算書】

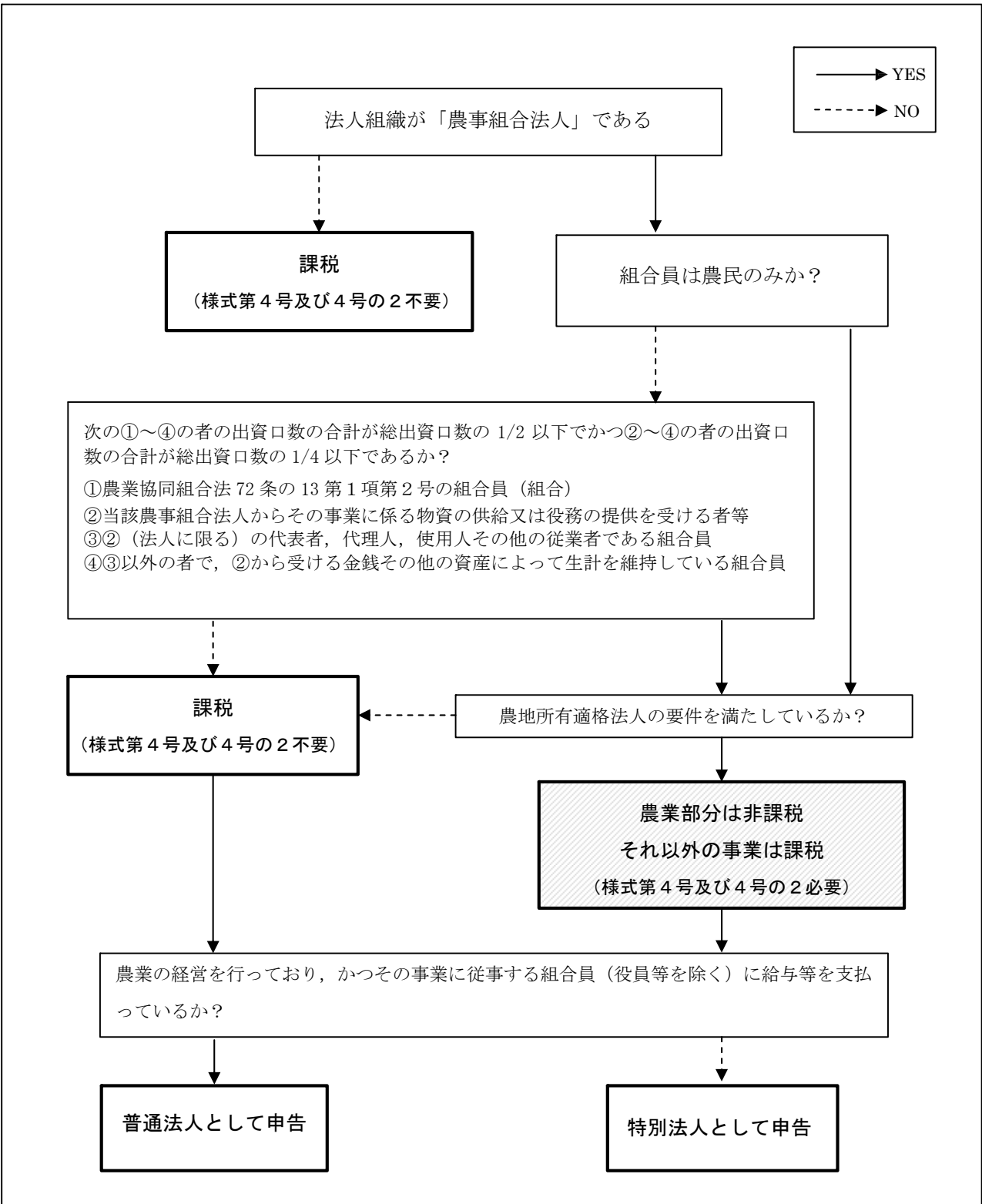
- 1 この計算書は、課税事業と非課税事業との区分経理が困難な場合に記載してください。
- 2 ⑨の欄は、「所得金額に関する計算書」（地方税法施行規則第6号様式別表5）の「再仮計」欄の金額を記載します。なお、当該金額が欠損金額である場合には、当該金額を朱書きするか又は当該金額に△印を付して記載してください。
- 3 ⑩の欄は、「課税・非課税の判定計算書」で、農業に付帯する事業の収入金額が課税となった（⑦にチェックがある）場合は次のアの収入金額を、非課税となった（⑥にチェックがある）場合はア及びイの収入金額の合計額を記載してください。
 - ア 「農業部門の収入金額」欄（①の欄）の収入金額
 - イ 「農業に付帯する事業の収入金額」欄（②の欄）の収入金額
- 4 経費については、損益計算書の勘定科目にしたがい、課税・非課税に区分できるもの、区分困難な共通経費に分類し、⑬～⑮欄に記載してください。
- 5 ⑯の欄に記載すべき金額に1円未満の端数があるときは、切り捨ててください。
- 6 ⑰の欄の金額は、第6号様式別表5の「農事組合法人の農業に係る所得」の欄に移記してください。

【申告書の添付書類】

地方税法第72条の4第3項に該当する農事組合法人は、この計算書のほか、次の書類を提出してください。

- 1 非課税要件適格申告書【様式第4号の2】（当該様式の添付書類を含む。）
- 2 区分計算に用いた計算書等（課税事業と非課税事業を区分計算している場合に限る。）
- 3 法人税申告書別表4の写し
- 4 貸借対照表、損益計算書、雑収入明細書
- 5 その他課税標準となる所得の計算等に必要な書類

農業法人の課税・非課税判定フロー



(注) 判定の結果、農業が非課税となる農事組合法人は、「農業を行う農事組合法人の課税・非課税の判定計算書及び所得金額計算書」（様式第 4 号）及び「非課税要件適格申告書」（様式第 4 号の 2）を提出してください。